

消費税「インボイス制度」& 「改正電子帳簿保存法」 対応セミナー

令和4年10月4日(火) 14時~16時

参加費
無料
定員20名

インボイス（適格請求書）制度とは？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。令和5年10月よりインボイス制度は導入されます。制度の仕組みや導入スケジュール、準備事項などについて解説します。

電子帳簿保存法とは？

各税法で原則紙での保存を義務付けられている帳簿書面について、要件を満たしたうえで電子データの保存を可能とすること及び電子取引をした情報の保存義務等を定めた法です。令和4年1月より、抜本的な見直しが行われており、特に「電子取引」については令和6年1月から保存要件に従った電子データの保存が必要になってきます。電子取引の保存方法を中心に「スキャナ保存」と「電子帳簿」のポイントを解説します。

会場

たつの市商工会 本所2階

問い合わせ

たつの市商工会
(たつの市揖保川町原 849-37)
TEL: 0791-72-7550
FAX: 0791-72-6005



兵庫太和税理士法人 税理士
講師：向山 信康氏

セミナーに参加して
今から申告に備えて
いきましょう

申し込み方法

下記受講申込書に必要事項
をご記入の上、

9月26日(月)までに
FAXにてお申込みください

〈受講の際のお願い〉

①当日体調の優れない方は受講をご遠慮ください。②セミナー前には検温をし、発熱・咳などの症状がある方はセミナーへの参加をご遠慮いただきます。③3密回避のため換気を行いますので体温調節を行える服装でお越しください。

(切り取らずこのままFAXしてください)

受講申込書「消費税インボイス制度&改正電子帳簿保存法対応セミナー」FAX(0791-72-6005)

事業所名	フリガナ ----- 参加者名
事業所住所 〒	電話番号 ※日中ご連絡のできる電話番号を記載してください

※ご記入いただきました個人情報は、上記の利用目的にのみ使用し、第三者に提供することはありません。